

平成29年度決算に関する衆議院の議決について 講じた措置

政府は、従来から、決算に関する国会の審議議決、会計検査院の指摘等に鑑み、国費の効率的使用、事務・事業の運営の適正化、不当経理の発生の防止等について特に留意してきたところである。

平成29年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置は、次のとおりである。

1 官民ファンドについて

官民ファンドについては、これまでも官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議において官民ファンドの運営に係るガイドラインを定め、ガバナンスの強化、情報公開の充実、経営の合理化及び適切な国からの役職員の出向に努めているところである。

また、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会を定期的を開催し、有識者のご意見も頂きつつ運営状況の検証を行っており、直近では令和3年9月10日に開催し、検証報告を取りまとめているところである。

引き続き、ガイドラインを踏まえた検証を行いつつ、官

民ファンドの効果的かつ効率的な活用に取り組んでまいりたい。

2 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症に対する治療薬やワクチンについては、承認審査を他の医薬品等の審査又は調査に優先して行うなど早期承認に努めるとともに、海外の治療薬やワクチンについても特例承認により迅速に承認を行えるようにしているところである。

各種支援については、医療機関、介護施設等に対する支援として、感染症対策に要する費用の補助を行うなど、地域における必要な医療・介護提供体制が維持できるよう措置を講じたところであり、また、雇用に対する支援として、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、雇用調整助成金について前例のない特例措置を講じるなど雇用と暮らしを守るための支援に取り組んできたところである。さらに、観光需要の創出や消費の活性化等を含めた事業者の事業継続に対する支援として、地域観光事業支援の実施や資金繰り支援等の措置を行うなど必要な対策に取り組んできたところである。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策について迅速かつ十分な措置を講じるとともに、支援事業の事務を民間に委託する場合には、引き続き会計法令に基づき適切に行うことにより、公正な調達に努めてまいる所存である。

なお、我が国の感染状況については、報道発表や厚生労働省等のホームページでの公表を通じて情報提供を行うとともに、厚生労働大臣等が直接国民に向けて適時呼びかけを行っており、情報発信に当たってはソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）など、多様な媒体を通じた情報発信を行っているところである。

3 高校生等奨学給付金等について

高校生等奨学給付金については、令和3年2月に開催した会議等において、都道府県に対して、学校へ制度の周知徹底を図るよう依頼したところである。また、代理受領制度については、これまで申請書とは別に提出を求めていた委任状を申請書と一体化するという手続きの改善を図り、都道府県に通知したところである。

引き続き、代理受領制度が適切に運用されるよう、都道府県を通じ学校への周知徹底に努めるとともに、都道府県

や学校関係者からの意見を踏まえ、必要な制度の改善を検討してまいる所存である。

教育設備については、三位一体改革に伴い公立工業高等学校を含む公立専門高等学校に対する国の補助制度を廃止し、地方交付税を活用して都道府県が主体的に整備を行うこととしたところである。また、産業教育設備の老朽化への対応については、令和2年8月に都道府県に対する実態調査を実施し、その結果を踏まえ、近年の技術革新に合わせた設備の更新が行えるよう、令和3年度に地方財政措置を充実したところである。

引き続き、技術革新に合わせた設備整備などの取組を推進し、職業教育を充実してまいる所存である。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、国が責任を持って取り組む事業について、国費負担を明らかにする観点から、毎年度の一般会計予算のうち、①大会運営、大会の開催機運の醸成又は大会成功に直接資すること、②新たに又は追加的に講ずる施策であることのいずれにも該当する事業の予算額を公表しているところである。

また、アスリートが万全のコンディションで大会に臨めるよう、安全で安心な大会の開催に向けて、組織委員会や

東京都などと緊密に連携して新型コロナウイルス感染症対策等に取り組んだところである。

4 社会保障制度改革について

社会保障制度改革については、オンライン診療の推進、オンライン資格確認の導入、介護サービス事業所等におけるICTの導入等のデジタル化を進め、また、被用者保険の短時間労働者への適用拡大等を行うこととしたところである。

引き続き、全ての方が安心できるよう、年金、医療、介護の各分野において、ICTの導入を支援するとともに、制度の重点化・効率化を図ってまいりたい所存である。

5 核燃料サイクルについて

核燃料サイクルについては、令和3年10月に閣議決定した第6次「エネルギー基本計画」において、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効活用の観点から推進していくこととしているところである。

なお、核燃料サイクルの推進にあたっては、令和2年に再処理施設である六ヶ所再処理工場等が原子力規制委員会

から規制基準に基づく事業変更許可を得たところであり、安全確保を大前提に、竣工と操業に向けた準備を官民一体で進めているところである。また、平成28年に導入した「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の枠組みに基づく国の関与等により、プルトニウムの適切な管理と利用を行っているところである。

引き続き、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、核燃料サイクルに取り組んでまいり所存である。

6 河川管理等について

河川管理については、ごく短い堤防の未整備区間の早期完成に向け、自治体との連携を強化し難航地権者との用地交渉を進めるとともに、暫定対策として堤防の高さ相当の盛土を行うなど、堤防整備を着実に進めているところである。

また、一級河川については、その中抜け区間に対し、補助事業や災害時の国による権限代行を活用し、上流・下流のバランスを図りつつ、国・自治体が一体となって整備を進めており、さらに、その管理については、令和3年5月に成立した「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正

する法律」を活用し、自治体と協働して対策を講じる法的枠組みを構築したところである。

引き続き、自治体と連携した河川管理に努めてまいり所存である。

地域公共交通確保維持事業については、地域の実情を踏まえた運用とするため、令和2年に改正された「地域公共交通活性化再生法」において、市町村等が地域住民の移動ニーズを踏まえて地域公共交通計画を策定するとともに、路線バス等の維持が困難となった場合に、新たな移動サービスによる改善・継続を図る目的として創設された地域旅客運送サービス継続事業に係る実施計画の認定を受けた場合には、地域内フィーダー系統補助の補助要件を一部緩和することとした。

引き続き、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークの確保・維持を図ってまいり所存である。

新たな住宅セーフティネット制度については、登録促進に向けて、登録に係る申請書類の削減、効率的な登録ができる申請システムへの改修、地方公共団体等の先進的な取組の全国展開等の対策を講じ、令和2年度末における登録目標戸数を達成したところである。

引き続き、住宅確保要配慮者の居住の安定確保が図られるよう、登録促進に向けた取組を進めてまいる所存である。

7 在日米軍関係経費の負担について

在日米軍関係経費の負担については、安全保障環境が厳しさを増す中、我が国の厳しい財政状況を踏まえつつ、在日米軍の安定的な駐留を支えるとともに、日米同盟の抑止力及び対処力をより効果的に強化していくことが必要であるとの認識の下、協議を重ねたところである。

その結果、自衛隊と米軍との相互運用性を高める訓練に使用される資機材を調達するための経費を新たに負担するほか、在日米軍の即応性向上及び抗たん性強化に資する施設整備に係る日本側負担額を増加する一方、光熱水料等の日本側負担額を削減することで合意し、日米同盟の抑止力及び対処力の強化に重点を置いた経費負担とした。

8 規制改革に当たってのデジタル化の推進について

規制改革については、規制改革推進会議において、国民や企業の円滑な活動を妨げかねない押印原則・対面原則・書面原則の徹底的な点検や、新型コロナウイルス感染症拡

大防止及び新しい生活様式に向けた規制改革等、デジタル化も含めた規制・制度の見直しに向けた議論に関し、必要な措置を講じたところである。

また、同会議において、令和3年6月1日に「規制改革推進に関する答申」を取りまとめるとともに、政府としても、同答申等を踏まえ、同月18日に「規制改革実施計画」を閣議決定し、デジタル時代に向けた改革を進めているところである。

今後とも、各府省の連携のもと、形式主義的な制度・慣行を率先して見直し、必要な規制改革の推進に努めてまいり所存である。

9 国有財産の管理について

国有財産の管理については、学校法人森友学園に対する国有地売却等に関する決裁文書の改ざん等の一連の問題行為について、真摯に反省し、適正な公文書管理の徹底や組織風土の改革を進めているところである。

また、国有財産の管理処分手続き等について、①すべての公共性が高い随意契約の契約金額を公表する、②普通財産の売払いや貸付けに係る決裁について、決裁文書として

一体的に管理する書類を明確化するなどの見直しを行ったところである。

今後とも、国有財産の管理処分や文書管理が適切に行われるよう努めてまいる所存である。

10 「桜を見る会」について

内閣総理大臣が主催する桜を見る会については、御指摘のあったこと等も踏まえ、令和2年度以降は開催しておらず、少なくとも岸田内閣総理大臣の任期中は開催しないこととしている。

政府の公式行事を行う場合には、適切に対応してまいる所存である。

11 予備費について

予備費については、予見しがたい予算の不足に充てるため、毎年度、相当と認める額を予算計上しているところである。

また、すべて予備費の支出について、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならないとされており、直近では、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使

用調書等について、国会において承諾を得たところである。

今後とも、予備費については、適切な使用に努めてまい
る所存である。

(参考)

平成29年度決算に関する衆議院の議決

(令和3年4月13日議決)

本院は、平成29年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 官民ファンドについては、株式会社農林漁業成長産業化支援機構では出資等の実績がないまま解散したサブファンドが見受けられた。ガバナンスの強化及び情報公開を行うとともに合理化を検討すべきである。また、国からの役職員の出向の在り方について疑念が抱かれないよう見直しを検討すべきである。

2 新型コロナウイルス感染症対策については、今後も引き続き、治療薬やワクチンの早期承認に努めるとともに、感染症対策の現場を含めた医療・介護等に対する支援、

様々な職種の特性或は給与体系に対応した形での雇用に対する支援、観光需要の創出や消費の活性化等を含めた事業継続に対する支援等を、地域格差と地方公共団体の自由度にも配慮しつつ、迅速かつ十分に講じるべきである。一方で、支援事業の事務を民間に委託する場合には、公正さが疑われないよう徹底すべきである。

また、国民が我が国の感染状況を的確に理解し得るよう、正確な情報を多様な媒体を通じて発信すべきである。

- 3 高校生等奨学給付金については、除籍処分など高校生に学業上の不利益が発生していたことに鑑み、政府は都道府県を通じ学校に対し制度の周知徹底を図るべきである。また、代理受領制度に代わる制度改善を検討すべきである。

教育設備については、公立工業高等学校の測量設備等の老朽化の実態把握を行うとともに、近年の技術革新に合わせた設備の更新が可能となるよう新たな補助制度の創設を検討すべきである。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、政府は関連性が疑われる予算の防止に努め、情報公開を徹底するとともに、開催に向けて、アスリートに配慮し、必要な支援策を講じるべきである。

- 4 社会保障制度改革については、高齢化や働き方の変容による社会構造・価値観の変化を見据え、年金、医療、

介護の各分野において、ICTの導入を支援するとともに、制度の重点化・効率化を図るべきである。

5 核燃料サイクルについては、もんじゅ廃炉を含め政府・民間合わせて約11兆円が投じられたにもかかわらず、その具体的な見通しが明らかでない。今後、再処理施設の在り方やプルトニウムの利用見通しを含め、国民的議論を喚起して検討を進めるべきである。

6 河川管理については、ごく短い堤防の未整備区間が長期間進捗しないといったことのないよう、未整備区間を早期に完成させるべきである。また、一級河川については、中抜け区間も含め、国による一体管理に向けた検討を進めるべきである。

地域公共交通確保維持事業については、地域実態を踏まえた運用に必ずしもなっていない点を改め、補助要件の緩和を検討すべきである。

新たな住宅セーフティネット制度については、制度の活用が低調であることを踏まえ、自治体等から聞き取りを行い、至急改善策を講ずるべきである。

7 在日米軍関係経費の負担については、新たな特別協定に係る米国との交渉に当たっては、大幅な増額や新規経費が含まれぬよう厳格に対応すべきである。

8 規制改革に当たって、政府は形式主義的な制度・慣行を率先して見直し、テレワークなどを含めたデジタル化

を積極的に推進し、我が国を災害や非常事態に強いイノベーティブな社会構造としていく方策を早急に採るべきである。

9 学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、決裁文書の改ざんなどが明らかになり、国民の信頼を著しく失わせたことは極めて遺憾である。このような事案の再発を防止するため、政府は国有財産の管理に当たり、法令に基づく手続、公文書の管理、情報公開を徹底すべきである。

10 「桜を見る会」については、招待者の選定基準や選定プロセスが曖昧であったこと、その結果、招待者数が増加し開催経費が予算額を大きく上回ったことは遺憾である。政府の公式行事を行う場合には、国民の疑念が生じないように、招待者の選定基準を明らかにするなど運営方法を見直すべきである。

11 予備費については、憲法に定められた財政民主主義の観点から懸念が生じることのないよう努めるべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきであ

る。

三 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。